

様式1 (G-MIS様式)

事業報告書		
医療法人登録番号	01101	
報告期間	自 至	令和5年6月1日 令和6年5月31日
1 事業報告書の概要		
(1) 名称	医療法人 泰保会	
分類①	社団(出資持分なし)	分類③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
分類②	その他	
分類③	基準制度不採用	
(2) 事務所の所在地	都道府県 市町村 町名・番地 建物名	鹿児島県 鹿児島市 城西1丁目2-22 このクリニック 記載はこちら
(3) 設立認可年月日		
(4) 設立登記年月日		
(5) 理事長の氏名	姓 名	越野 保人
役員及び評議員の人数	4	
役員及び評議員		記載はこちら
2 事業の概要		
(1-1) 本来業務(病院、診療所)	記載はこちら	
(1-2) 本来業務(介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら	
(2) 附帯業務	記載はこちら	
(3) 収益業務	記載はこちら	
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で賛成又は同意した事項	記載はこちら	
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5), (6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設	記載はこちら	
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9) その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)



様式1：1-(5) (G-MIS様式)

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

書生

注) 1. 地方自治法第24条の第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理者の欄に記載すること。
2. 病害病院に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内臓を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

2-(1) 本業業務 〔介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務〕

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床との割合について内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の割合は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式1：2-(2) (G-MIS様式)

報告書

3-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

注) 動物の種別から委託を受けけて管理する施設についても、その旨を委託書の欄に記載すること。

様式1：2-(3) (G-MIS様式)

事業報告書

2-2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

卷之三

2-(4) 该会计年度内累计盈余又付评議會不滿又付同章在事項

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくては差し支えない。

卷之三

(注) 医療機関債の発行終額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金用途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えて差し支えない。

様式 2

法人名 医療法人 泰保会
 所在地 鹿児島市城西1丁目2-22

※医療法人整理番号 1101

財産目録
 (令和6年 5月 31日現在)

1. 資産額	177,374 千円
2. 負債額	15,677 千円
3. 純資産額	161,697 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	133,360
B 固定資産	44,014
C 資産合計 (A+B)	177,374
D 負債合計	15,677
E 純資産 (C-D)	161,697

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 泰保会
 所在地 鹿児島市城西1丁目2-22

※医療法人整理番号 01101

貸借対照表
令和4年5月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	133,360	I 流動負債	15,677
現金及び預金	99,462	支払手形	
事業未収金	21,464	賃掛金	2,789
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	2,892	未払金	
前渡金		未払費用	8,615
前払費用	3,150	未払法人税等	533
その他の流動資産	6,392	未払消費税等	586
		前受金	250
		預り金	2,904
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	44,014	II 固定負債	0
1 有形固定資産	9,464	医療機関債	
建物	1,962	長期借入金	
構築物	125	繰延税金負債	
医療用器械備品	667	その他引当金	
その他の器械備品		その他の固定負債	
車両及び船舶	5,335		
土地			
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	1,375		
		負債合計	15,677
2 無形固定資産	0	純資産の部	
借地権		科目	金額
ソフトウェア		I 基金	
その他の無形固定資産		II 積立金	
3 その他の資産	34,550	代替基金	
有価証券		繰越利益積立金	161,697
保有医療機関債		その他積立金	
その他長期貸付金		III 評価・換算差額等	
役職員等長期貸付金		その他有価証券評価差額金	
長期前払費用		繰延ヘッジ損益	
繰延税金資産			
その他の固定資産	34,550		
		純資産合計	161,697
資産合計	177,374	負債・純資産合計	177,374

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人 泰保会

医療法人番号 01101

所在地 鹿児島市城西1丁目2-22

損益計算書

自 令和5年6月1日

至 令和6年5月31日

(単位:千円)

科目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	232,035
2 事業費用	
(1) 事業費	221,057
(2) 本部費	221,057
本来業務事業利益	10,978
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
収益業務事業利益	0
事業利益	10,978
II 事業外収益	
受取利息	
その他の事業外収益	759
III 事業外費用	
支払利息	
その他の事業外費用	
経常利益	0
IV 特別利益	
固定資産売却益	
その他の特別利益	190
V 特別損失	
固定資産売却損	
その他の特別損失	
税引前当期純利益	11,927
法人税・住民税及び事業税	2,524
法人税等調整額	2,524
当期純利益	9,403

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること(自動表示)。

2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。

リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

様式 6

監事監査報告書

医療法人 泰保会
理事長 越野 保人 殿

私（注1）は、医療法人泰保会の令和3会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）⁵
の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。⁵
⁶

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年8月2日
医療法人泰保会
監事 神山 裕人

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。